

## 社会福祉法人入間福祉会 入間市豊岡西地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する入間市豊岡西地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防事業および入間市介護予防日常生活支援総合事業（以下「入間市総合事業」という。）（以下合わせて「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等その他の従業者（以下「保健師等」という。）が、要支援または入間市総合事業にあつては事業対象者の状態となった高齢者に対し、要介護状態となることを可能な限り防止するために適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の保健師等は、要支援状態または入間市総合事業対象者となった場合に、その利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、及び利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2. 事業所の保健師等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者または入間市総合事業実施事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3. 事業の実施に当たっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定介護予防支援事業者との連携に努めるものとする。

4. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であつてはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名 称 入間市豊岡西地域包括支援センター
- 二、所在地 入間市扇町屋1丁目9番34号 扇町屋地区センター内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、主任介護支援専門員 1人（常勤）
- 二、社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1人（常勤）
- 三、保健師又は経験ある看護師 1名（常勤）
- 四、介護支援専門員を若干名置くことができる。

五、必要により、事務員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一、営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月31日から1月3日までを除く。日曜日以外の祝祭日については営業するものとする。

二、営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

三、前項の営業日及び営業時間以外に利用者又はその家族から申し出のあった場合は、必要に応じて事業を実施する。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 次の各号に掲げる事項について、地域包括支援センター運営協議会等との協議を行うものとする。

(1) 事業所の公正、中立の確保に関すること。

(2) 事業所の職員の確保に関すること。

(事業所の基本機能)

第7条 事業所は、次の各号に掲げる基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域ネットワーク」を構築する。(共通基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 介護予防事業または入間市総合事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第8条 事業所は、前条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書または入間市介護予防相当サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 事業所が介護予防支援または入間市総合事業を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書または入間市総合事業実施契約書を締結しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、扇町屋（大字含む）、扇台、久保稻荷、大字善蔵新田とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 二、虐待の防止のための指針を整備する
- 三、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 事業者は、主任介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するよう努める。

- 一、採用時研修 採用1ヶ月以内
- 二、継続研修 年2回以上

(秘密の保持)

第13条 事業所は、職務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2. 職員は職務上知り得た高齢者又はその家族の秘密の保持に努めなければならない。また、職員でなくなった後においても同様とする。

(苦情対応)

第14条 提供した介護予防支援サービスまたは入間市総合事業に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善 処置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、入間市地域包括支援センター運営協議会に諮り別に定める

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成28年3月1日一部改正施行する。

令和 5年3月20日一部改正施行する。

令和 6年4月1日一部改正施行する。